

報道関係者 各位

平成 22 年 9 月 14 日  
大臣官房統計情報部  
賃金福祉統計課労使関係第二係  
(担当・内線) 課 長 木塚 欽也(7651)  
専 門 官 永田 はるみ(7664)  
(電話代表) 03(5253)1111  
(直 通) 03(3595)3147

## 平成 21 年 労使コミュニケーション調査結果の概要について ～労使の意思疎通評価、事業所、労働者ともに「良好度」上昇～

平成 21 年の労使コミュニケーション調査の結果を取りまとめましたので公表します。

### 【調査結果のポイント】

- 1 労使のコミュニケーション（意思疎通）の現状についての評価  
労使の意思疎通の現状を「良好度」という観点で指数化（注）すると、事業所側、労働者側とも評価は前回（平成 16 年）より上昇。ただ、両者の差は依然として大きい。  
事業所側：前回 54.9 ポイント→今回 61.7 ポイント  
労働者側：同 28.1 ポイント→同 34.6 ポイント  
(注)「良好度」=『良好』（「非常に良い」+「やや良い」）-『悪い』（「やや悪い」+「非常に悪い」）  
【P4 第 2 表、P17 第 14 表】
- 2 労使協議機関と職場懇談会の有無、成果  
(1) 労使協議機関のある事業所の割合は約 4 割で推移（前回→今回：37.3%→39.6%）  
このうち、「成果があった」とする事業所の割合は減少（同 61.3%→57.2%）  
(2) 職場懇談会のある事業所の割合は 5 割前後で推移（同 49.8%→52.8%）  
職場懇談会が開催された事業所のうち、「成果があった」とする事業所は 76.4%  
【P6 第 4 表、P9 第 6 表】
- 3 外部の機関等の利用状況 【新規調査項目】  
従業員との紛争解決のために事業所が利用した外部の機関等（複数回答）は、「社外の機関や専門家（カウンセラー、弁護士等）」が約 6 割（59.1%）で最も多いが、小規模事業所（30～49 人規模）では約 7 割（69.1%）が「都道府県労働局」を利用。  
【P15 第 12 表】
- 4 労働組合への加入状況と労働組合の必要性に関する意識  
(1) 企業内の労働組合に加入している労働者の割合は減少（同 41.8%→31.0%）  
(2) 労働組合を「必要」と考えている労働者の割合（注）は減少（同 63.0%→54.5%）  
（注）「是非必要」と「どちらかといえば必要」の計。  
【P18 第 15 表、P19 第 16 表】
- 5 労働者の不平・不満  
(1) 過去 1 年間に処遇等の不平・不満を事業所に伝えた（注）労働者は増加（同 13.7%→21.2%）  
（注）前回は事業所に「申し立てた」労働者の割合。  
(2) 不平・不満の内容（複数回答）は、「日常業務の運営に関すること」（同 48.2%→53.9%）、  
「労働条件に関すること」（同 45.7%→46.1%）が上位 2 位で、いずれも前回より増加した。  
このほか、「人間関係に関すること（パワハラを含む）」（同 22.6%→26.9%）などが増加する一方、「人事（人員配置・出向、昇進・昇格等）に関すること」（同 41.5%→35.0%）などが減少した。  
【P22 第 19 表】

## 1 調査の目的

この調査は、労使間の意思の疎通を図るためにとられている方法、その運用状況等、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を明らかにすることを目的とする。

## 2 調査の対象期間

平成 21 年 6 月 30 日現在とした。ただし、年間を対象とするものについては、平成 20 年 1 年間（若しくは平成 20 会計年度）又は平成 20 年 7 月 1 日から 21 年 6 月 30 日とした。

## 3 調査項目

[事業所調査]

- (1) 事業所の属性に関する事項
- (2) 労使コミュニケーション全般に関する事項
- (3) 労使協議機関に関する事項
- (4) 職場懇談会に関する事項
- (5) 苦情処理に関する事項
- (6) 外部の機関等の利用に関する事項

[労働者調査]

- (1) 個人の属性に関する事項
- (2) 労使コミュニケーション全般に関する事項
- (3) 労働組合に関する意識
- (4) 労使協議機関に関する事項
- (5) 個人の処遇等に関する不平、不満の処理方法

## 4 調査の対象

- (1) 地域  
日本国全域
- (2) 産業  
日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）による 16 大産業とする。
- (3) 事業所  
平成 18 年事業所・企業統計調査を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属する常用労働者 30 人以上を雇用する民営事業所のうちから一定の方法により抽出した約 5,500 事業所。
- (4) 労働者  
上記(3)の事業所に雇用される常用労働者から一定の方法により抽出した約 6,500 人の労働者。

## 5 調査方法

統計調査員が調査対象事業所に調査票を配付し、記入後の調査票を回収する方法で実施した。

## 6 主な調査結果

別添概況のとおり。